

平成 21 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問 合 せ 先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

事業再生ADR手続の進捗状況に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生ADR手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおり、平成 21 年 7 月 3 日付「事業再生ADR手続の進捗状況に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同日開催された事業再生計画案の概要の説明のための第 1 回債権者会議（以下「概要説明会議」といいます。）において、借入金元本返済の一時停止の期間を平成 21 年 9 月 28 日まで延長することについてご承認いただくとともに、事業再生計画案の協議のための第 2 回債権者会議（以下「協議会議」といいます。）を平成 21 年 8 月 27 日に、事業再生計画案の決議のための第 3 回債権者会議（以下「決議会議」といいます。）を平成 21 年 9 月 28 日に、それぞれ開催することについて承認をいただいております。

その後、当社は、協議会議までに事業再生計画案を確定させ、同会議において手続実施者から事業再生計画案について意見を述べていただくべく、事業再生ADR手続の対象となるお取引金融機関（以下「手続対象債権者」といいます。）との間で弁済スケジュールの返済を含めた金融支援に関する協議を行い、また、事業再生ADR手続外で、同手続と併行して社債権者との間でも社債に関する弁済計画についての協議を各々進めてまいりましたが、平成 21 年 8 月 27 日付「事業再生ADR手続の進捗状況及び事業再生ADR手続のスケジュール変更に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、手続対象債権者及び社債権者の各種の意見を可能な限り勘案・反映した内容で事業再生計画案を確定させるには、今しばらく時間を要する見通しとなったため、同日開催の事業再生ADR手続の協議会議におきましては、同年 9 月 28 日に協議会議の続会を開催することについてご承認をいただきました。

本日、協議会議にて承認いただいた通り協議会議の続会が開催され、当社より事業再生計画案の内容を説明させていただいた後、事業再生ADR手続の手続実施者より、事業再生計画案につき、その必要性が認められるとともに、法令適合性、公正・妥当性、経済合理性を有し、かつ実行可能性がある旨の意見陳述がなされました。また、引き続き決議会議が開催され、事業再生計画案の決議のための決議会議の続会を平成 21 年 10 月 29 日に開催すること、及び借入金元本返済の一時停止の期間を当該続会の開催日まで延長することについてご承認いただきました。

当社としましては、今後、平成 21 年 10 月 29 日開催予定の決議会議の続会に向けて、事業再生計画案について理解を得るべく、引き続き手続対象債権者に対する説明等に努め、決議会議の続会において全手続対象債権者の同意により事業再生計画案を成立させることを目指してまいります。

今後の事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下の通りとなります。

平成 21 年 10 月 29 日予定 **決議会議の続会**
事業再生計画案の決議

株主の皆様、手続対象債権者の皆様、社債権者の皆様をはじめとする関係者の皆様には、引き続き多大なご負担とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

今後も不退職の決意をもって抜本的な事業再生に邁進してまいりますので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以 上